別紙２

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

平成３０年１２月２６日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容（検討中，措置を講じなかった場合はその理由）
1	札幌入国管理局	平成30年2月1日	（評価） 女性被収容者が入所している場合においては，居室前にパーテーションを設置し，常時居室内を見通さないような措置を講じ，女性被収容者のプライバシーに配慮していることを評価する。	平成30年3月19日		引き続き，女性被収容者の人権やプライバシーに配慮した処遇を実施していく。
2	札幌入国管理局	平成30年2月1日	収容場及び運動場における被収容者の閉塞感を緩和するような措置を検討願いたい。	平成30年3月19日	措置（一部講じず）	当局収容場は，居室から施設外の景色が望める造りとなっているところ，室内照明を従来の蛍光灯からLED照明に交換することにより，室内光度を向上させ，閉塞感を緩和させた。 運動場については，当庁舎屋上に設置されており，安全上の理由から施設の構造を変更することは困難である上，使用頻度も少ないことから，引き続き，現在の施設を使用して運動を実施する。
3	札幌入国管理局	平成30年2月1日	医療施設への外部連行における被収容者のプライバシーに対する配慮を求める。	平成30年3月19日	講じず	被収容者を外部の病院等へ連行する際には，被収容者の逃走を防止する目的から，必要最小限の範囲内において手錠を使用している。その際，手錠の使用が一般人から分からないようにカバーを掛けたり，戒具の使用を更に目立たなくする上着（着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後，上着の内側で戒具を使用するもの）を着用させるほか，捕じょうも上着で隠し，病院側から，一般人の目に触れない待機場所の提供を受けて診察を待つなどして，被収容者のプライバシーに配慮している。
4	仙台入国管理局	平成30年2月1日	（評価） 物品購入に関し，柔軟に対応していることを評価する。	平成30年3月19日		今後も被収容者の意見や要望に対して，保安上・衛生上支障のない範囲において，適切に対応していく。
5	仙台入国管理局	平成30年2月1日	（評価） 収容場の環境美化に努めていることを評価する。	平成30年3月19日		引き続き，収容場の衛生面に配慮した環境整備に努める。
6	仙台入国管理局	平成30年2月1日	医療施設への外部連行における被収容者のプライバシーに対する配慮を求める。	平成30年3月19日	措置	被収容者を外部の病院等へ連行する際には，被収容者の逃走を防止する目的から，必要最小限の範囲内において手錠を使用している。その際，手錠の使用が一般人から分からないようにカバーを掛け，捕じょうも上着で隠しているほか，病院側から，一般人の目に触れない待機場所の提供を受けて診察を待つなど，被収容者のプライバシーに配慮している。 また，上記カバーのほかに，戒具の使用を更に目立たなくする上着（着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後，上着の内側で戒具を使用するもの）を配備した。
7	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	（評価） 庁内診療において被収容者に処方薬説明書を提供することとした点を評価する。	平成30年3月19日		平成29年11月から，庁内診療又は外部医療機関で診察を受けて，新たに薬を処方されたときは，被収容者に対し処方薬説明書を交付している。 なお，新たに後発薬を処方することとなったときは，随時，薬剤情報を更新するなどして適切に対応している。
8	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	常勤医を配置したことは評価できるが，庁内診療において個々の被収容者の適正処遇に向けて，診療については丁寧な診察並びに内容説明に努め，より一層の充実を図られたい。	平成30年3月19日	検討中	これまでも，被収容者の適正処遇に資する医療を提供するため，常勤医師を配置し，診療科目の拡充を図り，通訳人を介して丁寧な診察並びに説明を行うよう努めており，今後も継続して取り組む。 被収容者の申し出る病状は複雑多岐化しているため，このような状況に適切に対応するためにも医療体制のより一層の充実が課題であることから，更なる非常勤医師等の確保に努めるとともに，必要な診療科目の選定を検討する。
9	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	被収容者の差し入れについての運用の改善を図られたい。	平成30年3月19日	措置	差し入れ物品については，施設の保安上及び衛生上支障がないと認めるときに許可しているが，その判断に当たっては，収容生活での必要性も考慮し，保存方法及び賞味期限等の制限や内部に禁制品が隠匿されやすいなどの問題がある食品以外の物品は，できる限り柔軟に対応している。 また，被収容者及び面会者に対する物品授与の説明が不十分であったことから，平成29年7月現在の最新情報に改めた案内文を収容区域内及び面会待合室に掲示し，それぞれ周知した。なお，同案内文が日本語のみであったことから，外国語への翻訳作業を経て，英語，ペルシャ語及びシンハラ語の案内文を作成し，平成30年2月に追加掲示した。
10	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	収容者を長期間収容している施設であることを前提とした給食内容となるように改善を求める。	平成30年3月19日	講じず	給食については，カロリー基準を満たすとともに栄養のバランスに配慮し，同じような食事が続かないよう献立を工夫している。厨房設備等の関係で生野菜を提供することはできないが，代わりに温野菜や野菜の揚げ物など野菜を使用した副食を提供している。また，保温性の高い食器を使用することにより，温かい食事を提供するよう配慮している。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容（検討中，措置を講じなかった場合はその理由）
11	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	被収容者による診療申出から実際の診療までの期間を短縮するように改善されたい。	平成30年3月19日	検討中	被収容者からの診療申出が増加していることを受け，常勤医師の配置及び非常勤医師の増加又は診察時間の延長等を実施した。 診療申出から診察までの時間短縮については，現在の施策を継続するほか，入所時の健康診断を早期に実施し，既往症への対応を早期に開始するなど更なる施策を検討しつつ，時間短縮に努める。
12	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	施設の共用部分及び共用備品の清潔を保持し，収容環境の保持に配慮するように努められたい。	平成30年3月19日	講じず	共用部分の清掃については，業務委託した清掃業者が適切に実施している。シェーバー及びバリカン等の共用備品については，使用の都度確実に回収を行い，清掃・消毒を実施している。
13	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	医療施設への外部連行における被収容者のプライバシーに対する配慮を求める。	平成30年3月19日	講じず	被収容者を外部の病院等へ連行する際には，被収容者の逃走を防止する目的から，必要最小限の範囲内において手錠を使用している。その際，手錠の使用が一般人から分からないようにカバーを掛けたり，戒具の使用を更に目立たなくする上着（着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後，上着の内側で戒具を使用するもの）を着用させるほか，捕じょうも上着で隠し，病院側から，一般人の目に触れない待機場所の提供を受けて診察を待つなど，被収容者のプライバシーに配慮している。
14	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	日頃から看護職の役割を認識し，被収容者の健康管理について医師不在時は，看護職の関与を求めるように努められたい。	平成30年3月30日	講じず	看護職の仕事は，医師の指示に基づき必要な医療行為を適切に実施するものであるところ，医師による診察及び治療の補助のほか，健康相談を実施するなど被収容者の健康管理に資する業務を行っている。 医師不在時に被収容者が体調不良を訴えたり，怪我をしたときには，看護師として可能な範囲で必要な措置を行い，執務時間外にあっては，緊急時，看守勤務者からの電話による相談に応じアドバイスを行っている。 被収容者の健康管理については，看護師も含めた職員間での連絡・報告・相談を今後も引き続き徹底していく。
15	東日本入国管理センター	平成30年2月1日	被収容者が読める言語の書物（辞典，雑誌，新聞など）を充実させることにより，ストレスの軽減を図られたい。	平成30年3月19日	講じず	従来から在日外国公館又は一般人から寄贈された書物及び雑誌等を収容区域内に配置するなどして自由に読めるように活用している。
16	東京入国管理局	平成30年2月1日	文化的・宗教的背景に配慮して自費購入可能物品の多様化を検討されたい。	平成30年3月19日	講じず	文化的・宗教的背景のある物品として，イスラム教で合法とされているハラル認証を受けた食品が例として挙げられるところ，購入品販売業者と調整を行い，現在，収容場内では，3種類のハラル認定を受けた商品をリストアップしている。今後ともハラル認定食品に限らず，被収容者のニーズを踏まえて商品の多様化に努める。
17	東京入国管理局	平成30年2月1日	被収容者に対し，処方薬説明書を提供しているが，被収容者がその内容について十分理解できていないことから，被収容者それぞれが理解できる言語でその内容について説明されたい。	平成30年3月19日	措置	被収容者が処方薬の効能等について説明を求めてくることがあれば，平易な言葉を使って理解しやすい説明を心掛け，理解が困難な被収容者については，通訳人を介して説明するなどの対応をしている。また，本年2月から，必要に応じて，インターネットを活用して英語の薬剤説明書を入手の上説明を行っており，今後とも被収容者が十分理解できるよう適切に対応していく。
18	東京入国管理局	平成30年2月1日	官給食の内容について，画一的にならないように配慮を求める。	平成30年3月30日	講じず	被収容者に提供する官給食の内容については，給食業者と契約する際には日本独特の食材や味付けを極力避け，同じような献立が続くことのないよう求めている。今後とも，被収容者から官給食の内容について多く寄せられる要望は給食業者へ申し入れ，良質な食事の提供に努める。
19	東京入国管理局	平成30年2月1日	職員と被収容者との間におけるコミュニケーションが十分に図られるような方策を検討されたい。	平成30年3月19日	講じず	被収容者から各種手続について質問が寄せられた場合には，理解しやすい平易な表現を用いて説明を行ったり，場合によっては通訳人を介して説明を行うなどしている。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容（検討中，措置を講じなかった場合はその理由）
20	東京入国管理局	平成30年2月1日	医療施設への外部連行における被収容者のプライバシーに対する配慮を求める。	平成30年3月19日	措置	被収容者を外部の病院等へ連行する際には，被収容者の逃走を防止する目的から，必要最小限の範囲内において手錠を使用している。その際，手錠の使用が一般人から分からないようにカバーを掛け，捕じょうも上着で隠しているほか，病院側から，一般人の目に触れない待機場所の提供を受けて診察を待つなど，被収容者のプライバシーに配慮している。 また，上記カバーのほかに，戒具の使用を更に目立たなくする上着（着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後，上着の内側で戒具を使用するもの）を配備した。
21	東京入国管理局	平成30年2月1日	被収容者が読める言語の書物（辞典，雑誌，新聞など）を充実させることにより，ストレスの軽減を図られたい。	平成30年3月19日	講じず	当局で購入する書物のみに限らず，在日大使館等の関係機関に被収容者が読める言語での書物の提供を依頼し，小説や雑誌などに加え，クロスワードパズルなどについても寄贈を受けており，今後とも書物の充実を図っていく。
22	成田空港支局	平成30年2月1日	収容場屋上運動場の工夫・改善について検討願いたい。	平成30年3月19日	講じず	当支局収容場屋上運動場の広さや高さを変更するには，大規模な工事が必要で，工事を行った場合，長期間運動場が使用できず，また，相当の費用を要する一方，現在，被収容者から運動場に関する不平や不満の声が出ていないことや当支局収容場が他の常設の施設に比べて平均収容期間が短いことなどを勘案すると，その費用対効果は低いと言わざるを得ないことから，特段の措置は講じないこととする。
23	成田空港支局	平成30年2月1日	出国待機施設における空調の改善を求める。	平成30年3月19日	措置	空調（冷房，暖房等）の効きが不十分であるときは，施設の警備員の報告等を受けて，空港公団関係部署に申入れ等の調整を行っている。 受動喫煙対策については，昨年6月から終日全面禁煙を実施し継続している。実施に際し，喫煙による臭い等を除去するために室内の拭き掃除を実施し，利用者の退室においても随時拭き掃除等清掃を行っている。全面禁煙実施から相当の時間が経過していることから，喫煙の臭い等については改善された。
24	成田空港支局	平成30年2月1日	医療施設への外部連行における被収容者のプライバシーに対する配慮を求める。	平成30年3月19日	措置	被収容者を外部の病院等へ連行する際には，被収容者の逃走を防止する目的から，必要最小限の範囲内において手錠を使用している。その際，手錠の使用が一般人から分からないようにカバーを掛け，捕じょうも上着で隠しているほか，病院側から，一般人の目に触れない待機場所の提供を受けて診察を待つなど，被収容者のプライバシーに配慮している。 また，上記カバーのほかに，戒具の使用を更に目立たなくする上着（着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後，上着の内側で戒具を使用するもの）を配備した。
25	羽田空港支局	平成30年2月1日	（評価） 適正処遇を継続していることを評価する。	平成30年3月19日		今後も被収容者の意見や要望に対して，保安上・衛生上支障のない範囲において，適切に対応していく。
26	羽田空港支局	平成30年2月1日	医療施設への外部連行における被収容者のプライバシーに対する配慮を求める。	平成30年3月19日	措置	被収容者を外部の病院等へ連行する際には，被収容者の逃走を防止する目的から，必要最小限の範囲内において手錠を使用している。その際，手錠の使用が一般人から分からないようにカバーを掛け，捕じょうも上着で隠しているほか，病院側から，一般人の目に触れない待機場所の提供を受けて診察を待つなど，被収容者のプライバシーに配慮している。 また，カバーのほかに，戒具の使用を更に目立たなくする上着（着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後，上着の内側で戒具を使用するもの）を配備した。
27	横浜支局	平成30年2月1日	（評価） カウンセリングに利用している室内に観葉植物や絵画を設置し，被収容者の心情安定に努めたことを評価する。	平成30年3月19日		今後も引き続き被収容者の心情安定に努める。
28	横浜支局	平成30年2月1日	カウンセリングを有効活用するために，被収容者に対する周知方策を検討されたい。	平成30年3月19日	措置	各居室に配備している「生活のしおり」にカウンセリングの案内文を掲示した。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容（検討中，措置を講じなかった場合はその理由）
29	横浜支局	平成30年2月1日	医療施設への外部連行における被収容者のプライバシーに対する配慮を求める。	平成30年3月19日	措置	被収容者を外部の病院等へ連行する際には，被収容者の逃走を防止する目的から，必要最小限の範囲内において手錠を使用している。その際，手錠の使用が一般人から分からないようにカバーを掛け，捕じょうも上着で隠しているほか，病院側から，一般人の目に触れない待機場所の提供を受けて診察を待つなど，被収容者のプライバシーに配慮している。 また，上記カバーのほかに，戒具の使用を更に目立たなくする上着（着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後，上着の内側で戒具を使用するもの）を配備した。
30	大村入国管理センター	平成30年1月10日	提案箱に投函されていたポータブルDVDプレーヤーについては，ストレス軽減のためにも，使用を許可する方向で積極的に対応していただきたい。	平成30年3月2日	講じず	ポータブルDVDプレーヤーは，使用を認めている音楽CDプレーヤーと比較しても大型で，構造上も収内持ち込みを制限している金属製の部品を使用している。また，夜間の使用が他の被収容者の迷惑となりかねないほか，宗教上の禁忌映像等不適切な再生DVDの持ち込みも懸念されることから，同品の使用を認めることは困難である。 なお，収内では，毎日7時から22時までの間，地上波以外にBS放送のテレビ視聴も可能である。
31	大村入国管理センター	平成30年1月10日	平日に加え，土・日の運動場使用について検討願いたい。	平成30年3月2日	講じず	閉庁日の運動について，現在当センターでは戸外運動中の怪我などの突発事案に対応できる体制にないことから，措置を講じる予定はない。
32	大村入国管理センター	平成30年1月10日	プライバシーの問題もあることから，診療時には専門の通訳を入れた対策・態勢の構築を検討願いたい。	平成30年3月2日	講じず	診療時の通訳については，その必要性を勘案した上で主に三者通話機を使用して適正な診療の実施に努めている。なお，通訳人を使用する際には，守秘義務の徹底に関する誓約書を提出させるなどの対策を徹底しており，適正な診療及び被収容者のプライバシー保護を両立させる体制を構築している。
33	大村入国管理センター	平成30年1月10日	暑さ対策にもなるので，ウォータークーラーの設置又は収容居室の温度等適切な配慮をお願いしたい。	平成30年3月2日	講じず	冷暖房については，被収容者の体調管理の観点及び気温の上昇や熱帯夜などの状況に応じ冷暖房の運転時間を延長する等柔軟な対応を行っており，さらに各居室前には扇風機を1台ずつ設置するなどして被収容者の体調に配慮している。 他方，ウォータークーラーについては，その設置に伴う給排水設備及び電源の確保，将来に渡る維持管理費，さらに雑菌対策など衛生上の問題があり，直ちに対応することは困難である。なお，現在，被収容者にはクーラーボックス及び保冷剤を貸与し，できるだけ冷えた状態で飲料が飲めるよう配慮している。
34	名古屋入国管理局	平成30年1月10日	長期被収容者が増加している現状を踏まえ，入国者収容所にならい長期被収容者の収容に対応することができるよう対策を講じていただきたい。ただし，対策が困難であれば，長期被収容者の個別事情を考慮した上で入国者収容所への移収を積極的に検討願いたい。	平成30年3月2日	講じず	当局では，長期被収容者の処遇については，施設構造上の問題など物理的・予算的に対策を講じることが困難なものもある。しかし入管法第61条の7第1項の規定に従い，当局も入国者収容所と同様に保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由を与えているところ，被収容者の増加や個々の事情に応じて，職員の配置又は収容区分（区域）等を検討し，対応している。 また，委員会からの意見等をもとに，随時，処遇環境を改善しているほか，処遇業務担当職員は，日々被収容者と個々に面接するなどしてコミュニケーションを図り，被収容者の心情安定が図られるよう努めている。 なお，入国者収容所への移送は，積極的に検討・調整を行い，実施している。
35	名古屋入国管理局	平成30年1月10日	テレビで視聴できる番組の範囲を広げるとともに，衛星放送等を含むテレビ番組を録画して被収容者が視聴することができるよう検討願いたい。	平成30年3月2日	検討中	既に当局では，地上波デジタル放送及び無料視聴が可能なBS放送が視聴できる環境にある。 被収容者の嗜好は様々で，その全てに対応することは困難であるが，テレビ番組の録画については，法的問題，ビデオレコーダー等録画機器の導入など予算上の問題及び視聴番組について争うなど保安上の問題が発生することも懸念されるので，これらの問題を含め，今後検討していく。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容（検討中，措置を講じなかった場合はその理由）
36	名古屋入国管理局	平成30年1月10日	被収容者のストレスを軽減するため，庁舎内売店で購入できるものに関しては被収容者も購入できるように対策を講じ，物品購入可能品目の増加に努めるとともに，同一品目で安価なもの（例えば，詰め替え用商品）があれば，安価なものを購入することができるよう検討願いたい。	平成30年3月2日	講じず	庁内における売店の設置・運営業務は，一般公募で決定されており，現在は「コンビニエンスストア」が担当している。 被収容者の購入できる品目については，衛生上及び保安上支障がない物品に限り収容場内でのコンビニエンスストアからの購入が可能であり，また，被収容者からの要望も組み入れた上で，処遇部門の職員とコンビニエンスストア担当者との間で定期的に意見交換を行っており，適宜，品目についても，見直しや入れ替えを行うよう働きかけている。 なお，収容場内で使用する日用品については，関係者からの差し入れ又は送付によっても入手が可能である。
37	名古屋入国管理局	平成30年1月10日	診療時は，医師と被収容者が，良好な関係を構築することができるよう必要に応じて専門の通訳人を確保し，対話の促進を行っていただきたい。	平成30年3月2日	講じず	被収容者と医師とのコミュニケーションに関しては，必要に応じて通訳を付けている。診療に先立ち事前に看守勤務員や看護師が症状を詳細に聴取して医師に伝えているほか，医師とも意見交換の場を設け被収容者の意見・要望を伝えている。 ただし単に自己の不満を主張するなど，コミュニケーションの問題ではないと見受けられる者もいることから，今後も引き続き各事情に応じてきめ細やかに対処していく。
38	大阪入国管理局	平成30年1月10日	長期被収容者が増加している現状を踏まえ，入国者収容所にならい長期被収容者の収容に対応することができるよう対策を講じていただきたい。ただし，対策が困難であれば，長期被収容者の個別事情を考慮した上で入国者収容所への移収を積極的に検討願いたい。	平成30年5月21日	講じず（一部措置）	当局収容施設の構造上，屋外運動場の拡張は，物理的に不可能である。 また，収内の緑化や食料品の物品授与・差し入れも，現状では保安上及び衛生上の理由から，入国者収容所にならった対応は困難であり講じることはできないが，各ブロックのホールに風景画のポスターを掲示したほか，模造の観葉植物を各見張室内にホールに向けて設置し，被収容者の心情安定を図った。 入国者収容所への移収については，先方の状況及び長期被収容者の個別事情を考慮しながら，今後も移収の折衝を積極的に行う。
39	大阪入国管理局	平成30年1月10日	土曜日も他の曜日と同様の開放処遇を実施するため，人員の見直しを行っていただきたい。	平成30年3月2日	講じず	当局では，処遇業務以外にも多数の業務を実施しているところ，これらの業務を適切かつ確実に遂行していくためには，土曜日に解放処遇を実施するための人員を配置することは困難である。
40	大阪入国管理局	平成30年1月10日	被収容者のストレスを軽減するため，物品購入可能品目の増加に努めるとともに，同一品目で安価なもの（例えば，詰め替え用商品）があれば，安価なものを購入することができるよう検討願いたい。	平成30年3月2日	講じず	被収容者の安寧を図るためこれまでにも物品購入可能品目の増加等について協議を重ねており引き続き協議していく。
41	大阪入国管理局	平成30年1月10日	外部病院での診療に際し，被収容者が医師の治療を受けるか受けないかを選択する権利を侵害するような対応は行わないでいただきたい。	平成30年3月2日	講じず	被収容者が医師の治療を受けるか受けないかを選択する権利を侵害した事実は認められない。外部病院での治療の要否は，診療室医師が判断している。
42	大阪入国管理局	平成30年1月10日	未就学児童までの子が被収容者である親と仕切りのない部屋で面会することができることは評価する。ただ，未就学に限らず就学以上の児童等についても同様の対応が可能か検討し，可能であれば実施していただくとともに，面会回数の制限を極力緩和していただきたい。	平成30年3月2日	講じず	現状，親子面会に対応することが可能な場所は領事面会室であるが，同面会室に関しては，駐日外国公館職員と被収容者の面会のほか，外部の者が立ち会う口頭審理等でも利用しており，その間隙を縫って親子面会を行っていることから，今以上の面会回数の制限緩和は厳しい状況にある。 また，面会件数の増加に加え，面会可能対象者を就学以上の児童等とすることは，個人差はあるものの，保安上の観点から現実的に実施困難である。
43	大阪入国管理局	平成30年1月10日	平成28年4月28日にも意見書を提出しているところ，被収容者のストレスを緩和するため，臨床心理士によるカウンセリングの導入についてより積極的に検討願いたい。	平成30年3月2日	検討中	臨床心理士によるカウンセリングの導入は，被収容者からの申出等を考慮した上で，対応することとしているところ，本年度においては申出等がなかったこともあり，導入に至っていない。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容（検討中，措置を講じなかった場合はその理由）
44	大阪入国管理局	平成30年1月10日	設置されている電話間の区切り板は，他人の盗み見を防止するものであると理解しているところ，被収容者の通話内容を他人が聞き取ることが極力できないよう対策を講じられたい。	平成30年5月21日	措置	3台の電話機に1台ずつ電話台を用意し，電話機同士の距離を離す工事を行った。これにより，通話内容を他人が聞き取ることが困難になった。
45	関西空港支局	平成30年1月10日	他の施設がマットレスを貸与している状況を踏まえ，収容場及び出国待機施設にも敷布団やマットレスの貸与を検討していただきたい。もし，敷布団やマットレスの購入が困難であれば，他の施設から借り受けるなどの対応を行っていただきたい。	平成30年5月21日	講じず	マットレスの貸与を希望する被収容者がなかったため，現状のまま措置を講じなかった。
46	関西空港支局	平成30年1月10日	出国待機施設の洋室は，ベッドが設置されているだけの部屋であり，施設利用者のストレスを増大させる要因になりかねないことから，テレビや絵画の設置を検討願いたい。ただ，予算的に困難であれば，我が国が観光立国の推進のために作成したポスターを掲示するなどの対応を行っていただきたい。	平成30年5月21日	措置	出国待機施設の各居室内に風景画ポスターを貼付した。
47	福岡入国管理局	平成30年1月10日	地震や火災等災害発生時の避難誘導等対応について，現状の対応が適切であるのか確認するとともに，日本語を理解することができないなど対応が困難な被収容者がいる場合の対応策を検討していただきたい。	平成30年5月21日	措置	避難経路となる収容場内の出入口扉上部に，国際標準化機構（ISO）規格のピクトグラム（視覚記号）を用いた非常口標識を設置し，平時から被収容者自身が非常口を認識・確認できるように対策を講じた。
48	那覇支局	平成30年1月10日	男性及び女性がともに収容された場合，女性を収容する部屋にはブラインドを設置するなど配慮し，男女間の不要な接触を避け，双方に不快な思いを生じさせないよう厳正に対処していただきたい。	平成30年5月21日	措置	各居室の窓にカーテンを設置し，男女間の不要な接触が避けられるよう対処した。
49	博多港出張所	平成30年1月10日	出国待機施設掲示文「入国者収容所等視察委員会について」は，翻訳されているものを含めて全て掲示し，施設使用者が視認できるよう対処していただきたい。	平成30年3月2日	措置	出国待機施設掲示文「入国者収容所等視察委員会について」を翻訳文を含めて全て掲示し，施設使用者が視認できるよう対処した。
50	福岡空港出張所	平成30年1月10日	出国待機施設掲示文「入国者収容所等視察委員会について」は，翻訳されているものを含めて全て掲示し，施設使用者が視認できるよう対処していただきたい。	平成30年3月2日	措置	出国待機施設掲示文「入国者収容所等視察委員会について」を翻訳文を含めて全て掲示し，施設使用者が視認できるよう対処した。